

平成27年度 京都市ベンチャー購買新商品認定制度 認定事業者及び新商品の概要
 (平成28年3月2日認定)

会社名		株式会社服部商店	
商品名		NEO ONE (ネオワン) Sシリーズ 補修材	
商品の概要		<p>“におい”の少ない新しいエポキシに新しいシリーズが加わりました。補修材Sシリーズはコンクリート欠損部や不陸調整に最適です。骨材を既調合ですので、2液を混合するだけで簡単に使えます。</p>	
問 合 せ 先	郵便番号	613-0916	
	所在地	京都市伏見区淀美豆町 705 番地	
	電話番号	075-631-3128	
	F A X	075-631-8030	
	E-mail	yoshioka@hattori-yodo.com	
	U R L	http://www.hattori-shoten.co.jp/	
			

<参考> 京都市ベンチャー購買新商品認定制度の概要

1 制度概要

新たな事業分野を開拓しようとするベンチャー・中小企業等が開発した製品は、新規性や独創性のある優れたものであっても、販売実績がないことにより、販路開拓に苦勞するケースが多く見られます。

地方自治体における物品の購入については、原則として一般競争入札によることが必要ですが、この制度は、Aランク認定企業及びオスカー認定企業並びに知恵創出“目の輝き”認定企業の販路開拓支援の観点から、同企業の優れた商品のうち、一定の要件を満たした物品（役務、技術の提供は除く。）を随意契約の対象となる「新商品」として、認定するものです。

（※ 認定自体が京都市による新商品の購入を確約するものではありません。）

2 対象となる事業者

「公益財団法人京都高度技術研究所が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けた者」、「公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定を受けた者」、「地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた者」のうち、次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 市内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市税に未納がない者

3 対象となる新商品

新商品とは、2に定める者が生産する「商品の新規性審査認定」を受けた商品又はAランク認定事業に係る商品のうち、次のいずれにも該当するもの（役務、技術の提供は除く。）としてします。

- (1) 商品化後おおむね5年以内のもの
- (2) 市の機関において用途が見込まれるもの
- (3) 既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範ちゅうに属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範ちゅうに属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範ちゅうに属するものであると認められるもの
- (4) 新事業分野開拓者の事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (5) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの

4 対象となる機関

京都市の各機関（京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局）

5 認定有効期間

認定の有効期間は3年間（ただし、再申請を妨げない。）

6 その他

認定された新商品については、市の各機関への情報提供等、できるだけ積極的に調達することとしていますが、使用条件及び価格等の契約条件並びに予算上の都合等に加え、公共工事等においては、間接的な調達促進となることから、必ずしも京都市による調達を確約するものではありません。